

厚生労働大臣が定める児童等

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百六十七号)

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号)に基づき、厚生労働大臣が定める児童等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める児童等

- 一 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号)別表障害児施設給付費単位数表(以下「障害児施設給付費単位数表」という。)第1の1の知的障害児施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合又はチに該当する場合

- イ 障害児施設給付費単位数表第1の1の注4のイ又は口の規定に該当する知的障害児(以下「重度知的障害児」という。)が入所する建物(以下「重度知的障害児入所棟」という。)であって、児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「最低基準」という。)第四十八条において準用する同令第四十一条に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂(配膳室を含む。以下同じ。)、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度知的障害児入所棟に併設する重度知的障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度知的障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。
- ロ 加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、最低基準第四十八条において準用する同令第四十一条第二号の規定にかかわらず、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。
- (1) 一室の定員は、四人を標準とすること。
- (2) 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けること。
- (3) 障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上であること。ただし、(2)の場合において一人用居室の一室の面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の面積は九・九平方メートル以上とすること。

- ハ 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。
- ニ 重度知的障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。
- ホ 重度知的障害児入所棟は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。
- ヘ 重度知的障害児入所棟は、原則として重度知的障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
- ト 重度知的障害児専用の屋外の遊び場は、重度知的障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園に工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度知的障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。
- チ 当分の間、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)の市長を含む。以下同じ。)が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

二 障害児施設給付費単位数表第1の1の知的障害児施設給付費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

法第十一条第一項第二号八に規定する都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると都道府県が認めた障害児

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回

激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

三 障害児施設給付費単位数表第1の1の知的障害児施設給付費の注6の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げるいずれにも該当する場合

- イ 指定知的障害児施設(児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十八号。以下「指定施設基準」という。))第一条第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。以下同じ。)又は指定第二種自閉症児施設(同条第四号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。以下同じ。)の職務に月に一回以上従事する知的障害児の診療に相当の経験を有する医師を一名以上配置すること。
- ロ 指定施設基準第三条第一項又は第五条第一項に定める職員の員数に加えて、常勤の児童指導員を二名(加算の対象となる障害児の数が四を超える指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設にあっては、二名に、当該加算の対象となる障害児の数が四を超えて二又はその端数を増すごとに一名を加えて得た数)以上配置すること。
- ハ 心理療法を担当する職員を一名以上配置すること。
- ニ 加算の対象となる障害児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとする。
- ホ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

四 障害児施設給付費単位数表第1の1の知的障害児施設給付費注8の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

- イ 指定施設基準第三条第一項又は第五条第一項に定める職員の員数に加えて、心理療法を担当する職員を一名以上配置していること。
- ロ 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。
- ハ 心理療法を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
- ニ 心的外傷のため心理療法が必要と児童相談所長が認めた障害児が五名以上いること。

五 障害児施設給付費単位数表第1の3の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げるいずれにも該当する場合

- イ 原則として、当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設(指定施設基準第一条第三号に規定する指定第一種自閉症児施設をいう。以下同じ。)又は指定第二種自閉症児施設(以下「指定知的障害児施設等」という。)と同一の敷地内に、自活訓練(障害児施設給付費単位数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下同じ。)を実施するための独立した建物を確保すること。
- ロ 自活訓練加算の対象となる障害児(次号において「加算対象児」という。)の居室が、次の(1)及び(2)に掲げるいずれの基準にも適合すること。

- (1) 原則として個室とすること。
- (2) 通常の家生活に必要な設備を設けること。

六 障害児施設給付費単位数表第1の3の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

- イ 六月間の自活訓練計画(個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。)を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。
- ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。
- ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児及び施設給付決定保護者(法第二十四条の三第六項(法第六十三条の三の二第

三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する施設給付決定保護者をいう。)に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 個人ごとの訓練記録を作成すること。

ホ 加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。

ヘ 加算対象児の家族、事業主、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。

ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した指定知的障害児施設等にあつては、過去二年間において自活訓練を受けた障害児のうち、一人以上が退所していること。

七 障害児施設給付費単位数表第3の1の盲ろうあ児施設給付費注9の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 指定施設基準第六十一条第一項に定める職員の員数に加えて、心理療法を担当する職員を一名以上配置していること。

ロ 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理療法を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理療法が必要と児童相談所長が認めた障害児が五名以上いること。

八 障害児施設給付費単位数表第4の1の肢体不自由児施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当する場合

イ 障害児施設給付費単位数表第4の1の注4のイ又はロの規定に該当する肢体不自由児(以下「重度肢体不自由児」という。)が入所する建物(以下「肢体不自由児施設重度病棟」という。)であつて、最低基準第六十八条に定めるもののほか、次の(1)から(10)に掲げるいずれにも該当すること。

(1) 重度肢体不自由児の病室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル(一・五坪)以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮して設けること。

(2) 浴室(水治療室を兼ねることができる。以下同じ。)、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただ

し、浴室にあっては肢体不自由児施設重度病棟以外の病棟等にある設備を使用することができる場合、機能訓練・遊戯訓練室にあっては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

- (3) 肢体不自由児施設重度病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮して設けること。
- (4) 肢体不自由児施設重度病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性にかんがみ、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。
- (5) 肢体不自由児施設重度病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性にかんがみ、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。
- (6) 肢体不自由児施設重度病棟は、原則として、一般病棟(肢体不自由児施設重度病棟以外の病棟をいう。以下同じ。)の入所定員が五十人以上である病棟を有する指定肢体不自由児施設(指定施設基準第一条第十号に規定する指定肢体不自由児施設をいう。)に設置するものとする。
- (7) 肢体不自由児施設重度病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。
- (8) 肢体不自由児施設重度病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。
- (9) 肢体不自由児施設重度病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。
- (10) 肢体不自由児施設重度病棟は、原則として一般病棟と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

ロ 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

九 障害児施設給付費単位数表第4の1の肢体不自由児施設給付費注7の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 指定施設基準第七十一条第一項に定める職員の員数に加えて、心理療法を担当する職員を一名以上配置していること。

ロ 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理療法を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理療法が必要と児童相談所長が認めた障害児が五名以上いること。

改正文（平成十九年三月三〇日厚生労働省告示第八〇号）抄
平成十九年四月一日から適用する。

改正文（平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一七三号）抄
平成二十一年四月一日から適用する。